

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（イソピラザム等12品目）の残留基準の改正）について（概要）

令和6年6月10日
消費者庁食品衛生基準審査課

1. 改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、内閣総理大臣は、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができる。
 - 同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。また、同条第3項において、農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）が人の健康を損なうおそれのない量を超えて残留する食品は、製造等を行ってはならないこととされているが、食品ごとに許容される残留量の限度（以下「残留基準」という。）について規格基準が定められたものについては、この限りではないとされている。規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において示されている。
 - 今般、食品中に含有される農薬等の国際基準や国内外での使用状況等を考慮し、残留基準について所要の改正を行う。なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格を定めるものであり、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、また、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和5年11月13日及び令和6年1月22日）において了承されている（※）。
- （※）令和6年4月に食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴い、現在は、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会が消費者庁に設置されている。

2. 改正の概要

- 以下の農薬等の残留基準を別紙のように改正する（第1のAの6関係）。
- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1)農薬イソピラザム | (2)農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン |
| (3)飼料添加物3-ニトロオキシプロパノール | (4)動物用医薬品フェノキシエタノール |
| (5)農薬フルオキサストロビン | (6)農薬プロチオホス |
| (7)農薬フロニカミド | (8)農薬及び動物用医薬品プロフラニリド |
| (9)農薬ヘキサコナゾール | (10)農薬ベンチアバリカルブイソプロピル |
| (11)農薬ポリオキシシンD亜鉛塩 | (12)農薬メタフルミゾン |

3. 根拠条項

- 法第13条第1項

4. 適用期日等

- 告示日：令和6年9月中旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、規制の強化に当たる品目等については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用する。）